

春日部市手数料条例の一部を改正する条例

春日部市手数料条例（平成17年条例第80号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料			別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に関する確認の申請又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に関する計画の通知に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	建築物に関する確認申請又は計画通知手数料	2 (5) <u>イ 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの</u> 322,000 円	建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に関する確認の申請又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に関する計画の通知に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	建築物に関する確認申請又は計画通知手数料	2 (5) <u>イ 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの</u> 322,000 円
		3 <u>長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査を含む構造計算適合性判定を要する場合</u> <u>1の(1)から(9)までの額に、構造計算適合性判定を要する一の建築物（建築基準法施行令第81条第4項</u>			3 <u>長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査を含む構造計算適合性判定を要する場合</u> <u>1の(1)から(9)までの額に、構造計算適合性判定を要する一の建築物（建築基準法施行令第81条第4項</u>

の規定によ
り、別の建築
物とみなされ
る建築物にあ
っては、当該
別の建築物と
みなされる建
築物) ごとに
次の(1)から
(5)までの額
を加算した金
額

(1) 構造計

算適合性判
定に係る部
分の床面積
の合計(市
長が別に定
める算定方
法によって
算定したも
のをいう。

以下この項
において

「判定対象
床面積」と
いう。)が
1,000㎡以

下

ア イ以外
のもの

166,800

円

イ 構造計

算が建築
基準法第
20条第2
号イ又は
第3号イ
に規定す
る国土交
通大臣の
認定を受
けたプロ
グラム

(以下この項において「大臣認定プログラム」という。)により行われるもの
115,350
円

(2) 判定対象床面積が1,000㎡を超え2,000㎡以下
アイ以外のもの
222,450
円

イ 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの
143,700
円

(3) 判定対象床面積が2,000㎡を超え10,000㎡以下
アイ以外のもの
255,000
円

イ 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの
157,350
円

(4) 判定対象
床面積が
10,000㎡を
超え50,000
㎡以下

ア イ以外
のもの
336,900
円

イ 構造計
算が大臣
認定プロ
グラムに
より行わ
れるもの
199,350
円

(5) 判定対象
床面積が
50,000㎡を
超える

ア イ以外
のもの
619,350
円

イ 構造計
算が大臣
認定プロ
グラムに
より行わ
れるもの
337,950
円

(略)	(略)	(略)
建築基準法第86条の8第3項の規定による全体計画の変更の認定の申請に対する審査	全体計画の変更の認定申請手数料	1件につき 27,000円
長期優良住宅の普及の促進に関する法律	長期優良住宅建築等計画認	1件につき、次の1及び2に掲げる区分に応じ

(略)	(略)	(略)
建築基準法第86条の8第3項の規定による全体計画の変更の認定の申請に対する審査	全体計画の変更の認定申請手数料	1件につき 27,000円

第6条第1項
の規定に基づ
く長期優良住
宅建築等計画
の認定の申請
に対する審査

定申請手
数料

て、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる額（当該住宅が一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。次項において同じ。）の場合においては、1の（1）又は2の（1）に掲げる額）（当該申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に関する確認の申請又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に関する計画の通知に対する審査（次項に規定する審査を除く。）の項1に掲げる額（当

該申出に係る計画に建築基準法第18条第4項に規定する構造計算適合性判定（次項において「構造計算適合性判定」という。）を要する部分が含まれる場合においては一の建築物について同項3に掲げる額の手数料を加えた額、同法第87条の2に規定する昇降機（以下この項及び次項において「昇降機」という。）に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について建築基準法第87条の2において準用する同法第6条第1項の規定による建築設備に関する確認の申請又は同法第87条の2において準用する同法第18条第2項の規定による建築設備に関する計画の通知に対する審査の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）を当該建築物における認定申請戸数で除して得た

額（当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

1 当該申請に併せて登録住宅性能評価機関による審査を受けた長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

(1) 一戸建ての住宅
6,000円

(2) 床面積の合計（以下この項及び次項において「床面積」という。）が500㎡以下のとき
13,000円

(3) 床面積が500㎡を超え1,000㎡以下のとき
24,000円

(4) 床面積が1,000㎡を超え2,500㎡以下のとき
35,000円

(5) 床面積

が2,500㎡
を超え
5,000㎡以
下のとき
65,000円

(6) 床面積
が5,000㎡
を超え
10,000㎡以
下のとき
112,000円

(7) 床面積
が10,000
㎡を超え
20,000㎡以
下のとき
185,000円

(8) 床面積
が20,000㎡
を超え
30,000㎡以
下のとき
228,000円

(9) 床面積
が30,000㎡
を超えるとき
243,000円

2 1以外の場
合

(1) 一戸建
ての住宅
57,000円

(2) 床面積
が500㎡以
下のとき
127,000円

(3) 床面積
が500㎡を
超え1,000
㎡以下のと
き
200,000円

(4) 床面積
が1,000㎡

を超え
 2,500㎡以
 下のとき
 389,000円
 (5) 床面積
 が2,500㎡
 を超え
 5,000㎡以
 下のとき
 692,000円
 (6) 床面積
 が5,000㎡
 を超え
 10,000㎡以
 下のとき
 1,185,000
 円
 (7) 床面積
 が10,000㎡
 を超え
 20,000㎡以
 下のとき
 2,187,000
 円
 (8) 床面積
 が20,000㎡
 を超え
 30,000㎡以
 下のとき
 3,123,000
 円
 (9) 床面積
 が30,000㎡
 を超えると
 き
 3,824,000
 円

長期優良住宅
 の普及の促進
 に関する法律
 第8条第1項
 の規定に基づ
 く長期優良住
 宅建築等計画
 の変更の認定

長期優良
 住宅建築
 等計画変
 更認定申
 請手数料

1件につき、当
 該申請に係る住
 宅が属する一の
 建築物の当該計
 画の変更に係る
 部分の床面積
 (床面積の増加
 する部分にあつ

の申請に対する審査

ては、当該増加する部分の床面積）に応じて前項1の(1)から(9)まで及び2の(1)から(9)までに掲げる額に2分の1を乗じて得た額（当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、同項1の(1)又は2の(1)に掲げる額）（当該申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に関する確認の申請又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に関する計画の通知に対する審査（次項に規定する審査を除く。）の項1に掲げる額（当

		<p>該申出に係る計画に構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合においては一の建築物について同項3に掲げる額の手数を加えた額、昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について建築基準法第87条の2において準用する同法第6条第1項の規定による建築設備に関する確認の申請又は同法第87条の2において準用する同法第18条第2項の規定による建築設備に関する計画の通知に対する審査の項に掲げる額の手数を加えた額)の手数を加えた額)を当該建築物における変更認定申請戸数で除して得た額(当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p>						
<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づ</p>	<p>認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づ</p>	<p>1件につき 2,200円</p>						

<p>く譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>く建築に係る住宅の譲受人を決定した場合の当該計画の変更認定申請手数料</p>				
<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査</p>	<p>長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料</p>	<p>1件につき 2,200円</p>			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の春日部市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料から適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。